

都市デザイナーから見た職能・資格・教育 街づくり の視点からみた今日的課題と建築士の役割

藤本 昌也*

Masaya Fujimoto

はじめに

今回のシンポジウムに掲げられたテーマを私なりに捉えると、主要課題は2つあると考えている。ひとつは①社会的ニーズの変化、動向を踏まえながら、これからの住まい、まちづくりのあり様を建築士の立場からどのように描き、その実現に向けての今日的課題をどのように捉えるべきか。他のひとつは②その今日的課題解決に向けて、これからの建築士は地域社会に対して、専門家として如何なる役割を果たさねばならないか。また、そのために建築士が身に付けなければならない専門家としての技術的素養とは何か。

パネルディスカッションでは以上の2つの課題について様々な視点、立場から論じていただきたいと考えているわけだが、私としては都市デザインの視点からの問題提起とさせていただきます。

魅力ある都市デザインの実現

「個々の建築はそれなりの姿で立ち上がっているのに、それらが集合した建築群はどうして美しい街並みを形成しないのか。」「安定したたずまいを見せていた街に突如として、ミニ戸建やマンションが何の脈絡もなく登場する現状を目の当たりにすれば“私たちの街は確実にだんだんと悪くなっている。”と言わざるを得ないではないか。」

わが国の多くの街に向けられてきたこうした批判に、まっとうに応えるにはどうすればよいのか。住まいづくりや街づくりに専門家（建築士）として関わってきた立場から言わせてもらえば、わが国のほとんどの街づくりに決定的に欠落していると思われる〈都市デザイン〉を、制度的にも、技術的にもしっかりと登場させること以外にないだろうと私は考えている。

街づくりの矛盾としてよく指摘されるミニ戸建やマンション問題のいずれも、少なくとも一部の例外を除けば、建築基準法などの法的制度に則って合法的に登場しているのである。従って、最低基準さえ満たせばよしとするこうした法的制度だけで、良好なまちづくりには自ずと限界があることが判る。一方、この限界に挑戦すべく、多くの自治体が昨今の街なみに寄せられる市民の大きな関心や期待を背景に、独自の都市景観条例や都市美条例などの制度によって、各々の地域に合った個性的で魅力的な街なみの実現を目指していることもよく知られている。しかし、専門家の立場からこれも正直に言わせてもらえば、これらの制度運用によっても、街の空間の質が確実に向上しているのかは甚だ疑問なのである。多くの場合、都市景観の配慮と称して、街や建築の表層をただ厚化粧で御茶を濁しているに過ぎないのではないか。問題の所在は、これらの制度が、本来の意味での都市デザインの技術的な裏付けを欠いたままつくり上げられていることにあると私は考えている。

では、本来の意味での都市デザインとは何か。これまで繰り返し主張してきたことだが、改めて私流の都市デザイン論に従えば、以下のように定義できる。

まず、都市デザインとは、「都市生活を支える 公空間 のあり様を考え、その総合的な空間演出を図ること。」と捉えるのである。

ここで重要なことは、まず問題の対象が 空間 であるということである。都市デザインは単に表層としての都市景観だけを問題にしているわけではない。むしろ景観を成立させている 空間 そのもののあり様を第一に問題にしなければならない。厚化粧の景観論ではなく、優れて空間論としての都市デザイン論でなくてはならない。次に重要なことは、公空間の 公 の捉え方である。一般的に公空間といえば、街路とか公園、河川といった公共施

*所員・建築設備工学科

設空間と捉えられがちだが、都市デザインが問題とする公空間はそうした公共施設は無論のこと、市民に開放された公開空地などの空間も含む都市のオープンスペース（空地）総体を意味しているのである。別の言い方をすれば、都市デザインは 図（建築）と 地（空地）の関係における 地 のあり様を問うているのであり、更に言えば、地 そのもののあり様ではなく、地 と 図 の応答関係の中で生まれる 地 の空間のあり様を問うているのである。

魅力ある都市デザインの実現に向けての建築士の役割

以上のように都市デザインを捉える時、これまでの建築士はこの都市デザインに対してどう対応してきたのだろうか。わが国の多くの街の変わりゆく実態を冷静に受け止めれば、私たち建築士は先ず、自戒の念を込めて、次のような問いを発しなければならぬのではないか。

「建築のあり様が 公空間 のあり様を否応なく規定してしまうという、先の 図 と 地 の相互関係についての認識が、いかにも不十分ではないか。」「建築自体への過剰な関心と周辺環境への驚くほどの無関心によって、結果として 公空間 の質を低下させてきたのではないか。」「建築士は、市民の共有財産である 公空間 の質の向上に、職能者として大きな社会的責任を負っているはずだが、肝心の建築士にその倫理的自覚が欠けているのではないか。」「公空間 のあり様に対して、建築づくりの立場から、建築士は社会に対して積極的に発言してこなかったし、権威ある発言ができる社会的立場を確立する努力もしてこなかったのではないか。」

言ってみれば、残念なことだが、私たち建築士の多くがこれまで 都市デザイン そのものに対して、ほとんど無理解、無関心であり過ぎたのではないかということである。

都市デザインに対するこれまでの建築士の関わり方が以上のようなものだったとすると、これからの建築士が都市デザインに対して果たすべき役割は自ずと見えてくる。

「建築士は、自らの業務を通して“魅力ある都市デザインの実現”に寄与すべきであり、また寄与するに足る十分な知識、能力を持ち合わせねばならない。」ということである。では、その都市デザインの実現に向けて、私たち建築士はどう取り組むべきなのか。建築士の取り組みのあり方として、私は二つの対応があると考えている。一つは、建築士自らが都市デザインそのものを実践することであり、他の一つは、個々の建築づくりを通して、都市デザインに的確に回答する建築デザインを実践することである。つまり、前述の「寄与するに足る十分な知識、能力を持ち合わせる云々」とは、これからの建築士が都市デザインそのものの作法か、それに回答する建築デザインの作法のいずれかの作法を、身に付ける必要があるということである。（両方の作法を身に付けることがより望ましいことは言うまでもない。）では、その作法とは具体的には如何なるものなのか。当然、議論すべき多くの論点があるものと思われるが、この作法論、一般論として現在語るにはわが国の都市デザインは今尚、未成熟であり過ぎるように思われる。従って、現段階では、自らの実践活動を通して、先ず自らの作法論を構築しつつ、そこを出発点に、市民、行政、そして、専門家が“共有”できる作法論を発見していく以外にないと私は考えている。